

# 食 品 安 全 委 員 会 緊 急 時 対 応 専 門 調 査 会

## 第 28 回 会 合 議 事 録

1. 日時 平成 21 年 3 月 24 日（火） 10:00～12:00

2. 場所 委員会大会議室

3. 議事

(1) 平成 20 年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について

(2) 「緊急時対応のための情報の収集・分析及び情報提供のあり方に関する検討」取りまとめ  
案について

(3) その他

4. 出席者

(専門委員)

元井座長、小泉座長代理、青木専門委員、生出専門委員、

岡部専門委員、春日専門委員、熊谷専門委員、黒木専門委員

(食品安全委員会委員)

見上委員長、小泉委員、長尾委員、畑江委員、廣瀬委員、本間委員

(事務局)

栗本事務局長、大谷事務局長次長、

酒井情報・緊急時対応課長、磯貝情報・緊急時対応課長補佐

5. 配布資料

資料 1 - 1 平成 20 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）

資料 1 - 2 食品安全委員会事務局内緊急時対応事務処理要領の改正点概要（案）

資料 1 - 3 平成 21 年度緊急時対応訓練計画（案）

資料 2 「緊急時対応のための情報の収集・分析及び情報提供のあり方に関する検討」  
取りまとめ（案）

- 資料 3 緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について（中間案）
- 資料 4 平成 21 年度緊急時対応専門調査会の進め方について（案）
- 参考資料 1 平成 21 年度緊急時対応訓練について
- 参考資料 2 緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について
- 参考資料 3 平成 21 年度食品安全委員会運営計画（案）

## 6. 議事内容

○元井座長 それでは、定刻になりましたので、ただいまから、第 28 回「緊急時対応専門調査会」を開催いたします。

本日は、内田専門委員、吉川専門委員、小澤専門委員、近藤専門委員、山本専門委員が御都合により欠席しておられますが、8 名の専門委員に御出席いただいております。

議事の前に、本日の資料の確認を事務局からお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 よろしくお願いたします。

本日の議事は 3 つで、資料が 6 点、参考資料が 3 点です。それぞれ議事ごとにオレンジ色の紙の表紙を付けてまとめております。

まず、議事 1 関係の資料です。

資料 1 - 1 は「平成 20 年度食品安全委員会緊急時対応訓練について（案）」です。ホチキスどめで、8 ページから構成されています。

資料 1 - 2 は「食品安全委員会事務局内緊急時対応事務処理要領の改正点概要（案）」です。これはカラー刷りのホチキスどめです。

資料 1 - 3 は「平成 21 年度緊急時対応訓練計画（案）」の 1 枚紙の資料です。

参考資料 1 は「平成 20 年度緊急時対応訓練について」で、これも 1 枚紙の資料です。

続きまして、議事 2 関係の資料です。

資料 2 は「『緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討』取りまとめ（案）」です。ホチキスどめの冊子です。

参考資料 2 は「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について」の 2 枚紙です。

続きまして、議事 3 のその他の関係の資料です。

資料 3 は「緊急事態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について（中間案）」のホチキスどめの資料です。

資料4は「平成21年度緊急時対応専門調査会の進め方について（案）」の1枚紙です。

参考資料3は「平成21年度食品安全委員会運営計画（案）」の1枚紙の資料です。

それ以外の机上配付資料といたしまして、ファイルにとじてございます緊急時対応の法令・規程集につきましては、調査会終了後、当方で保管いたしますので、よろしくお願いたします。

配付いたしました資料に不足等がございましたら、事務局までお申し付けください。よろしくお願いたします。

○元井座長 よろしいでしょうか。資料はそろっていますでしょうか。

それでは、これより議事に入ります。

本日の最初の議事は「平成20年度食品安全委員会緊急時対応訓練結果について」です。今年度実施されました緊急時対応訓練の概要と結果、今後に向けての課題等を事務局で整理されています。また、これらを踏まえ、来年度の訓練計画（案）も本日提案されているようなので、合わせて説明をお願いいたします。

それでは、事務局から説明をお願いいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 まず、今年度の緊急時対応訓練の実施の経緯について御説明申し上げます。

当初、2回の実動訓練の中で、リスク管理機関との合同訓練を実施することにしておりました。しかし、前々回の第26回の専門調査会でも御報告したとおり、消費者庁設置関連法案が国会に提出されたことを受けまして、訓練の内容、計画を変更し実施いたしました。

前回の専門調査会で御審議いただきましたように、食品安全委員会の改善に向けた検討におきましても、今後、緊急時における食品安全委員会の役割の明確化と迅速、的確かつタイムリーな情報発信を進めていくという方針になっております。

そのため、国民への情報提供をより一層充実させていくという観点から、効果的な広報手法の習得に重点を置きまして、具体的には第1回目として、緊急時における広報に関する専門家によりまず講義を開催いたしました。

第2回目として、小泉委員長代理による模擬記者会見の実施を含む実働訓練を実施したところで、訓練から得ました課題や今後の対応策について事務局でとりまとめましたので、訓練の概要と合わせまして、御報告申し上げたいと思います。そして、内容について御検討いただきたいと存じます。

では、詳細につきましては、磯貝から御説明申し上げます。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 説明に際しまして、途中から訓練の概要等についてスライドを使わせていただきますので、この席から訓練の概要等の資料について説明させていただきたいと思

います。

まず、お手元の資料 1-1 「平成 20 年度緊急時対応訓練について（案）」の冊子をお開きください。

1 枚めくっていただきますと、この冊子は、左側の目次にありますように「Ⅰ 訓練計画」「Ⅱ 訓練の実施内容」「Ⅲ 訓練の結果と検証」「Ⅳ まとめ」という 4 つから構成されております。

1 ページ目は、訓練の計画、訓練の目的、訓練形式です。先ほど酒井課長から説明いたしましたように、当初 2 回の緊急時対応訓練を計画しておりまして、そのうち 1 回がリスク管理機関との合同訓練ということで、その変更に至った経緯等を「3 訓練形式」に 2 回の主な訓練の内容について書いております。

2 ページ目は、具体的な訓練の実施です。第 1 回の訓練、第 2 回の訓練が記載されております。

第 1 回の訓練につきましては、マスメディア対応の訓練をフジテレビ解説委員の箕輪先生を講師として呼びして行いました。具体的な講演の内容につきましては、前回の専門調査会で一旦報告しておりますので、簡単に御紹介させていただきます。

内容といたしましては、括弧書きで書いてございますが、メディアから見た食品安全委員会（科学的な情報の発信源としての役割）。近年の食品安全委員会に関する緊急事態等における食品安全委員会の対応。その内容といたしましては、情報提供の内容とタイミング、緊急時のメディア対応における留意点・改善点。今後の食品安全委員会に対する期待。主にこの 3 点について御講義いただきました。

3 ページ目は、第 2 回訓練の内容です。今回はこれを中心に御説明させていただきたいと思っております。

（1）訓練目標です。

1 点目といたしまして、緊急事態において提供する情報の作成手順を確認することにより、事務局内事務処理要領を始め、各種の緊急時対応マニュアルの検証を行うこと。

2 点目といたしまして、記者会見を模擬的に実施して、効果的な広報技術を取得することが目標でございます。

（2）実施時期です。

訓練自体は 3 月 3 日でございますが、それ以前に 2 回ほど事前の説明会、リハーサルを行いました。2 月 24 日のリハーサルは、プレーヤーと訓練の情報付与等をするコントローラーの間で、情報提供の作成に関する訓練を行いました。

2 月 26 日は記者会見を始め、訓練に参加する委員、事務局職員に対して事前に説明を行いました。

また、3月10日の訓練終了後、訓練総括会議といたしまして、訓練で得られた課題等について検証を行いました。

(3) 参加者と役割分担です。

コントローラーといたしまして、訓練に際して情報付与、記者会見の模擬記者、訓練について評価を行うということで、そのメンバーとして、訓練の準備の事務局職員に加えて、調査事業で委託しております三菱総研の担当者から構成されております。

また、実際に訓練に参加するプレーヤーです。実動訓練関係は、広報資料の作成等であれば、総務課、評価課、情報・緊急時対応課、勧告広報課のメンバーに合わせまして、委員・事務局会議のメンバー、更に模擬記者会見であれば、小泉委員長代理、会見の補佐役として評価課長、司会進行として勧告広報課長。なお、実際の模擬記者会見では、オブザーバーといたしまして、緊急時対応専門調査会の専門委員の方にも御参加いただきました。

(4) 訓練シナリオの概要です。

今回のシナリオは、輸入食品から有害物質が検出、具体的にはカドミウムが農産物から検出されたことから、健康への影響に対する国民の不安が高まっていくというシナリオを用いました。

次の括弧書きはシナリオの概要です。

発生の状況につきましては、Z国のモニタリング検査において、X国産の農産物からZ国の基準値を大幅に超えるカドミウムが検出された。

問題となる農産物は既に我が国に輸入されており、大部分が消費されていることが判明した。ただし、国内においては、健康被害は発生していない。

この矢印の間に、時間的な数日の経過があったということをシナリオ上では想定しております。

その後、社会状況、関係機関の対応状況としまして、この食品を既にある程度食べてしまったことによる体内への蓄積など、健康被害に対する国民の不安が増大している。

マスメディア等は、カドミウムという有害物質ということで、過去の公害の経験から、過剰報道や誤報道が相次いでいる。

リスク管理機関からは、具体的には例えば回収の状況、検査の検出状況を中心に会見が行われましたが、実際にこの食品を食べてしまったことに対する健康影響の有無について記者会見を行いました。十分な理解が得られない状況です。

それを受けまして、4ページ目を御覧ください。

食品安全委員会の対応といたしまして、この食品を喫食したことによる食品安全委員会が健康影響とその考え方について、国民に対してホームページやメールマガジン等で発信するとともに、実際に記者会見を実施して、専門家の立場から説明するという設定で訓練を行いました。

具体的な訓練の構成です。5 ページを御覧ください。当日の訓練の流れです。

実際のシナリオ上の想定では、当日の午前中の早い段階から、マスメディア等の報道で健康影響に対する不安が高まっている。食品安全委員会に対しても、健康影響に対する国民からの問い合わせが非常に増えている。

その後に、リスク管理機関における報道があったということで、午後にそういった午前中の社会の状況を受けて、最終的に記者会見を行うまでのプロセスを追って訓練を行った次第です。

上段にございます情報提供の内容方針及び情報提供形式媒体の決定では、食品安全委員会内でのような情報を出すかという意志決定を行う。

15 時 10 分から、情報提供手順の確認です。意志決定に基づいて提供する情報を関係課が協力して作成していくわけですが、関係者間の作成手順について確認する訓練です。

そして、16 時 30 分以降は、記者会見です。実施に向けた準備。実際に模擬記者会見を行って、模擬記者の質問等に答える。このように 3 部分より構成されております。

具体的な訓練の内容は、これから説明いたします。

( P P )

なお、訓練の背景ですが、今回の訓練におきましては、作成する資料等につきましては、事前に準備したものを作成いたしました。

それから、委員会内部以外、外部の例えばリスク管理機関、マスコミ等への連絡といった情報の発信については、例えばホームページには記載、メール等の連絡につきましては、仮のホームページサーバーへの登録、メールについては、メールを打ちまして、訓練のコントローラーに対してメールを発信することで、対外的な情報発信という手段を実施したことに置き換えた次第です。

( P P )

訓練の内容（訓練で実施した活動）です。

まず、委員・事務局会議を開催し、提供する情報をリスク管理機関等から上がってきました情報、事務局が把握している社会のマスコミ等の報道の状況といった情報を共有いたしまして、対処方針を決定する。例えば情報提供する資料として Q & A を作成する。危害物質に関する詳細なハザード情報シートを作成する。記者会見を行うといった 3 つの定義について意志決定の手法の確認を行います。

また、こういった対外的に出す関係資料と含めて、事務局内・委員、関係省への協議と確認、専門委員への連絡といった内部、外部への連絡手順の確認を行いました。

作成資料のホームページへの公開に関して、ホームページサーバーへの掲載手順の確認を行う。

これ以降は、実際に記者会見を実施しますので、会見実施の報道機関への周知、関係する自治体

への連絡を含めて訓練を行いました。

その他、臨時にメールマガジンを発行いたします。関連する資料の作成や配信法の確認を行います。

最後に、委員による記者会見の実施。これは、記者会見の進め方、会場等の設営、いわゆるロジ面の対応についても確認を行うことを目的としております。

( P P )

委員・事務局会議の開催です。

情報の共有ということで、時間で追って説明いたします。

まず、14時30分にリスク管理機関から、午前中の記者会見の状況について連絡が入る。特にマスコミから、この食品を既に喫食したことに関する健康影響の不安が高まっているという情報が入ります。

14時40分に委員・事務局会議を開催いたしまして、事案の概要と食品安全委員会及びリスク管理機関の対応状況について事務局から報告を行いまして、具体的に対外的に提示する健康影響に関する資料、記者会見を実施することについて、委員・事務局会議で意志決定を行います。

( P P )

続きまして、関係資料の作成手順の確認です。

事務局内・委員、関係省への協議、確認、専門委員への連絡等手順の確認。

作成資料のホームページへの公開。

記者会見の実施についてプレスリリース。

メルマガの作成・配信法の確認。

以上の4項目です。

( P P )

このスライドは、委員・事務局会議の決定事項について、課内でその決定事項の伝達を行い、対応を指示しているところです。例えばQ&A、ハザード情報シートの2つの資料について、関係課に作成の協議を行っている場面です。

( P P )

これは各種資料の作成手順の確認です。

関係課が作成した資料を各課事務局、幹部、委員により確認を行い、最終的にホームページの仮サーバーにアップロードするといった手順を確認しております。

ただし後で、実際の課題の中で言及いたしますが、この手順は、関係課と委員と個別に回りながら資料を作成する手段をとっております。通常の業務では問題はありませんが、緊急事態にこのよ

うな手順ではだめなので、関係者が一堂に介して、できた資料を確定するといった作業の方がより効率的であり、緊急時に即しているという意見がございました。

( P P )

これは、記者会見用の資料を総務課、事務局長、委員に確認している状況です。

( P P )

続きまして、委員による記者会見の実施です。

16時45分から開催しました。

まず、記者発表は、小泉委員長代理、補佐役として評価課長、そして司会進行役として勧告広報課長、以上の3名で対応いたしました。

これ以外に、模擬記者といたしまして、事務局側で用意した者が4名おります。その他、会見の場で委員、その他専門調査会の先生等に模擬記者になっていただきまして、質疑が行われました。

なお、後で記者会見の講評を行っていただきますフジテレビの箕輪解説委員とほかの1名に、記者席の後方から記者会見の状況について評価をいただきました。

( P P )

これが委員による記者会見の実施状況です。実際のカドミウムの摂取量等について、パネルで小泉委員が解説している会見の様子です。

( P P )

これは記者会見の講評・反省会です。

司会進行役は情報課長で、フジテレビの箕輪解説委員、消費生活アドバイザーの古谷先生の2名から、記者会見の状況等について講評をいただきました。

特に後で課題の中で説明いたしますが、まず記者会見で使用した資料等について、配付した資料の分量が非常に多いといった御指摘をいただきました。後で説明いたします。これが反省会の状況です。

以上で、訓練の概要の説明を終わらせていただきます。

では、具体的にどのような課題があったのかといった点について、御説明いたします。

資料1-1の6ページを御覧ください。特に第2回のマスメディア対応訓練関係を中心に御説明いたします。

(2) 第2回訓練の結果です。

「①緊急事態における事務局の対応」「②記者会見について」「③訓練の運営について」の3つの項目について整理いたしました。

まず「①緊急事態における事務局の対応」です。

資料の作成に関する関係者間の調整と委員・幹部への説明、外部機関等への連絡については、手順どおりに確実に実施された。

先ほどスライドの説明いたしましたように、実際の緊急時においては、資料の協議の際に書面とメールでの連絡ではなく、関係者が一堂に介した方が迅速かつ効率的であることが確認されました。

ホームページの試験サーバーへの掲載、臨時メルマガのテスト送信は、時間内に完了いたしました。ただ、手順については、ホームページ等を操作する場合は、一定のルールや手順を把握していないと、ホームページの機能自体を止めてしまう危険性もありますので、こういった手順については、マニュアルを整備する必要があると思います。

現実の緊急事態に即して考えた場合、これは当然のことですが、必要最低限の連絡者、連絡先を確認しておくことが必要と指摘されております。

続きまして「②記者会見について」です。

説明と質疑応答を総合的に判断しますと、全体として健康影響に関する食品安全委員会のメッセージは伝わった。しかし、十分な説明を行うためには、訓練時よりも十分な冒頭の説明時間が必要であるということです。なぜかと申しますと、講評の際に箕輪解説委員から特に御指摘を受けたもので、実際の緊急事態に来られる記者の方たちは、日ごろ食品安全委員会を取材されておられる、例えば科学部に所属の方たちではなくて、事件を扱う社会部等の記者がたくさん参集される。このことを想定して、実際の訓練では10分間の時間をとりましたが、十分な理解を得るためには、冒頭の説明時間を長く取る必要があるという御指摘を受けました。

2つ目で、記者への質問に対しては冷静な対応ができていたが、「耐容週間摂取量」「急性暴露」などの専門用語等がやはり多い。会見者の発言に専門用語がある場合については、補佐役が補足的な説明をするなどの対応が必要と考えられます。

3つ目で、会見の進行等は概ね対応できていたが、進行役は質問者が回答に納得しているか、もう少し注視して司会進行を円滑にする必要があったのではないかと。

続きまして、会見時に提示した資料です。

会見時に使用した資料は、体裁を含め、「伝えたいこと」に説得力を付与する資料構成とする必要がある。後で改善点のところで説明いたしますが、記者会見用の資料の体裁としては不十分、配付した資料が多いという指摘がございました。

それ以外に基本的な事項としては、配付資料には当然資料番号等を付ける。

続きまして、実際の訓練の運営です。

委員会としてメディア対応の向上につながった。

模擬記者会見につきましては、プレーヤー、講評者を含む参加者に食品安全委員会が会見を行っ

た経緯、目的等、今回の訓練の設定について十分に把握した上で会見した方が効果的と思われた。

7ページでございますが、課長が率先して課内を牽引して、担当ラインもよく協力することにより、緊張感のある訓練となった。

訓練ルールとして、外部あてにメール文を打ち出して、コントローラーに提出することになっていたため、プレーヤーが足りず、訓練参加者以外の職員に応援を頼んで対応した。活動内容と合わせた訓練計画を立てる必要が認識された。これは、実際プレーヤーの業務量が過大な設定となっていたため、もしプレーヤーだけで対応した場合、訓練が途中で中断していたおそれもあるということで、今後業務の内容に応じた役割分担といったことが、次年度以降の訓練で配慮する必要があることが認識されました。

続いて、訓練シナリオが単純な構成であったことから、事前説明会での理解が進んだ。一方、実際の緊急時には、リスク管理機関の対応状況や報道に合わせて、早い段階での対応が必要と指摘されました。これにつきましては、訓練のシナリオ上、朝からマスコミ報道でこの食品を摂取したことに対する健康影響に対する不安が高まっているということで、本来ならば、その時点から対外的な資料の作成、報道のプレスリリース等の実施について、実際の訓練で意志決定等を行うべきものでありましたが、訓練の開始を午後から設定したため、時間的なずれが生じてしまったことです。

「2 訓練から得た課題及び今後の対応策」です。

ここに示しておりますが「(1) 緊急時対応マニュアルの実効性を高める」「(2) 効果的な広報技術の取得」「(3) 緊急時対応訓練の運営について」の3項目を提起しております。

まず、訓練と今後の対策に対しまして、具体的に併せて説明したいと思います。お手元の資料1-2「食品安全委員会事務局内緊急時対応事務処理要領の改正点概要(案)」というカラー刷りの資料の御準備をお願いします。

まず「(1) 緊急時対応マニュアルの実効性を高める」と「(2) 効果的な広報技術の習得」の2項目の課題について、概要を説明いたします。

①緊急事態において発信する各種情報の委員・事務局内の了解を得る手順について、可能な限り関係者が参集した協議を優先するなど、手順の再整理が必要である。

②緊急時に必要であるが、通常、特定の担当者のみが行う業務のマニュアル化が必要である。

③緊急事態において、情報の伝達や指示事項の連絡をよりシンプルな形態で行うための体制を構築する必要がある。

以上、3つの課題です。

続きまして「(2) 効果的な広報技術の習得」の課題が3つございます。

①プレスリリース文や会見用資料について、明確なメッセージを伝えるための作成手法を習得す

るとともに、定型化、いわゆるひな形に向けた検討が必要である。

②言い換えや例えなどを用いる専門用語を説明する際の工夫とそのための訓練が必要である。

③記者会見の運営手順や準備事項の確認が必要である。

こういった6項目がございます。その中から特に改善が必要な事項につきまして、資料1-2で説明いたします。

まず、緊急時マニュアルの実効性を高める観点から、①迅速な情報提供内容作成のための手順改正でございます。緊急事態等に提供する情報は、現行でいえばQ&A、ファクトシートといったものがございますが、この作成手順以外につきましては、事務局内の手順に若干相違があることから、可能な限り手順を共通化する。また、関係者が集まって協議するというのを最優先の課題つまり手順として事務処理要領に明文化することが必要である。事案や危害ごとに最低限必要な連絡先をリスト化する。例えば緊急事態が起こった場合、夜中あるいは土日に事務局職員が参集した場合、通常はこういった危害物質ごとに関係する専門調査会の専門委員のリストについては保管しておりますが、こうしたものについて、夜中や休日の緊急事態のときに、作業に来た者がすぐに閲覧できるようにリスト化しておく。

②情報提供形式の再整理です。

現在、事務処理要領に記載している情報処理形式でございますが、先ほど申しましたように、ハザード、Q&A、ファクトシートというものが規程されておりますが、今回新たにハザード概要シート、ハザード情報シートが加わりました。

また、事務処理要領の中では、緊急時といってももう若干時間的な余裕があり作成するもの、一刻も争うものが並列で規程されています。このため、情報の提供用式の整理とそれに対する事務処理について、再度整理する必要がある。

同様に、平常に提供する情報との区分、記載がない情報提供処理形式を新たに位置づける。

③ホームページの掲載マニュアルの作成です。

ホームページにつきましては、通常であれば勧告広報課の専門のスタッフが対応しております。ただし、緊急事態になりますと、夜間、昼間、休日に出勤して、ホームページを操作して、情報をアップロードする際に、先ほど説明しましたように、ある程度ホームページの操作技術を習得する必要がございます。こうしたことから、関係者であればホームページの必要な部分のみを最低限操作できるマニュアルを作成しておく必要がある。

④プレスリリース、会見の実施手順に関する事項の充実です。

プレスリリースでは、会見の実施について、フロー図やチェックリストを活用して、手順を明らかにする。また、作成する関連資料のひな形を作成しておく必要がある。

前後いたしますが、一番の迅速な情報提供内容作成のための手順といたしまして、改正（案）が下にご書いてございます。

現行では、例えばQ & Aをつくる場合、案を担当課が作成して、局内の各課、専門委員、局長、委員、リスク管理機関への確認の4段階の手順が必要です。これを緊急事態の場合、右に改正案がございますように、委員・事務局会議等を最優先に開催して、協議に係る時間を短縮して、迅速に提供する改正の内容です。

また、④のプレスリリース関係の改善です。

2 ページ目の右肩に「訓練 平成 21 年 3 月 3 日」という形式で、訓練当日に使用したプレスリリースの資料がございます。四角で囲って強調してございますが、食品安全委員会が今回の輸入食品を喫食したことによる健康影響の発信したいことを記載してございます。それを裏づけるための資料が「カドミウムによる健康影響」と「今回の事案による健康影響は想定されません」です。

ただし、これらにつきましては、特に講評者の箕輪解説委員等から、記者会見としてのプレスリリース資料としての体裁上は不十分である。特に記者の場合は、1 枚程度のプレスリリースの資料から記事の原稿作成に必要な最低限の条件を備えておく必要があると指摘をいただきました。

こうしたことから、4 ページ目以降に「プレスリリース改良例」、改善案を提示しております。

まず、見出しのカドミウムが検出されたX国産による健康影響の下に、カドミウムが検出された食品の現在のリスク管理の状況といった背景、どのぐらい検出されたかについて記載されております。

ここにコメントとして書いてございますが、記者会見当時の講評者からのコメントです。※1にございます ppm の値については、一般的になじみのない単位なので、この場合 100 万分の1 とか、どの程度小さい値であるかということ、できるだけイメージしやすい言葉を使って説明する必要があります。

中段にございます「食品安全委員会から国民のみなさまへ」でございますが、伝えたいコメントを目立つように記載する。

1にカドミウムについては、食品安全委員会が健康影響評価を行い、耐容週間摂取量（TWI）を定めていますということで、「耐容週間摂取量」などの専門用語の説明を注釈として入れる必要があります。

5 ページ目の2で、今回の事案のレベルでは、一般的に耐容摂取量が超えたとしても、次の理由から健康に悪影響が出ないと考えられているということで、その後に結論に至った理由を簡潔に記載することです。

3は、現在、業者による自主回収が進められています。国民の皆様には、冷静に対応していただ

き、万一お手元に対象商品がある場合は、販売店等に連絡して、早期回収に御協力くださいということで、冷静な対応について具体的な行動を示し、再度メッセージを伝達する必要があることです。

最後に、連絡先として、下段にございますように、健康影響に関する専門用語等との問い合わせ先ということで、記者会見終了後、記者から個別に対応できる窓口を記載しておくことが、最低限の記者用の資料として具備するものではないかということで、改善案を提示いたしました。

続きまして、資料1-1に戻らせていただきます。

7ページの下「(3) 緊急時対応訓練の運営について」です。

課題として、訓練に対する事務局内での参加意識を統一する必要がある。なぜここに掲載しているかと申しますと、訓練当日は、通常の業務を行いながら訓練を行いましたので、参加している者と参加していない者との間で訓練に対する意識が若干違っていました。ただし、実際に緊急事態が起こった場合は、この訓練に参加した者以外が対応することが考えられますので、訓練実施中は訓練に対する参加意識を統一する必要がある。

③今後も訓練を実施するに当たって、シナリオや資料の詳細な中身にこだわらない等の訓練ルールを徹底して取組む必要が重要である。これは例えば訓練途中でシナリオや資料の詳細について指摘した場合、訓練参加者の全体のモチベーションが下がってしまうといった指摘もございますので、今後の訓練を行う際に対しても、シナリオ、資料の中身については、訓練中は指摘をさせないといった訓練ルールを徹底することが必要であると認識されました。

④緊急時における事務局の対応能力を向上するため、時間経緯など、実態に近づけた訓練を検証する必要があるということです。

このカテゴリに対する今後の対応例といたしまして、訓練への事務局の参加体制、業務量を定めた上で訓練を実施する。同時に、訓練に参加しない職員に対しても情報提供を行い、理解を促進して、訓練に対する一体感を高める。

②訓練の効果を向上させるため、シナリオや実施要領等の事前配付・事前説明を充実する。

③事態の時間経過に即した訓練の実施、実動内容に資料作成を含めるなど、より実態に近づけた訓練を実施する必要がある。

以上の3点が課題として挙がっております。

「IV まとめ」につきましては、①緊急事態対応マニュアル等の実効性の向上。②効果的な広報技術の習得。③訓練の運営の課題等を集約したものを記載させていただいております。

以上が訓練の概要と結果、今後の課題でございます。よろしく願いいたします。

○元井座長 ありがとうございます。今の事務局の説明に対しまして、御質問や御確認事項等はありませんでしょうか。

では、平成 20 年度の訓練の検証についてですが、今年度の訓練の結果から得た課題として、緊急時対応マニュアル等の実効性の向上、効果的な広報技術の習得、そして緊急時対応訓練の運営についての 3 点に集約されていますので、この課題ごとに検討していきたいと思えます。

まず、緊急時対応マニュアル等の実行性の向上として、特に資料作成時における手順の再整理、緊急時における情報や指示事項の連絡を単純化する必要が課題として挙げられております。具体的なマニュアルの改正事項として、事務局内事務処理要領の改正内容イメージが提出されておりますが、こちらについても御意見等をお願いいたします。何かございませんでしょうか。

熊谷専門委員、どうぞ。

○熊谷専門委員 済みません、質問ですが、資料 1 - 2 の「①迅速な情報提供内容作成のための手順改正」のところ、事案や危害ごとに最低限必要な連絡先というのは、どういうものを想定されておられるのですか。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 具体的に想定されているものは、例えば今年度に起こりましたメラミン等の事案があった場合、メラミンの毒性について、例えば食品安全委員会であれば、専門調査会などの専門委員に確認すればいいのか。微生物であれば、関係する専門調査会などの専門委員にこの病原体の健康影響について聞けばいいのか。具体的に関係する専門調査会専門委員にピンポイントで確認がとれるようなリストを準備しておくということです。

○元井座長 よろしいでしょうか。

○熊谷専門委員 はい。

○元井座長 そのほかございませんでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、次に進みたいと思えます。

次に、効果的な広報技術の習得として、プレスリリース文の作成手法の習得、また専門用語の説明を工夫する必要性が課題として認識され、その対応策が示されております。これらについてはいかがでしょうか。特に訓練では、難しい専門用語が次々と出てきたので、プレス側の方もよく理解できないという意見が出ていましたので、その点などについていかがでしょうか。

それでは、今回の訓練で使用した資料を基に、作成時の留意事項を含めたプレスリリース文案が示されております。この文案を参考に改善すべき点や記載上の留意等に関する御意見でも結構ですので、いかがでしょうか。

熊谷専門委員、どうぞ。

○熊谷専門委員 これは全く個人的な印象ですので、できれば、多くの方々の印象をお聞きしたいところです。

4 ページにプレスリリースの改良例というのがあります。「食品安全委員会から国民のみなさ

まへ」という四角で囲った文章があります。こういうときに「想定されませんので、冷静に対応してください」という文は、往々にして科学者が非常に好む表現ですが、これは逆に不安ではなからうかとも思われます。自分が非常に不安に思っているときに、この文章だと、やはり信用できないなという感じを持ってしまうのではないかと思います、いかがでしょうか。

○元井座長 熊谷専門委員は、例えばこういう場合には、どのように表現したらよいと思いますか。

○熊谷専門委員 やはり信用できる食品安全委員会ですので、ここは断定して言い切る形がいいと思います。「想定されません」ではなくて「健康影響はない」という表現が個人的にはよいと思いますが、それは大多数の方々が受け入れやすい表現が一番いいと思います。もしこの表現が妥当であれば、勿論異議はありません。

○元井座長 「冷静に対応してください」の表現について、何か不安を招くということなのですが、黒木専門委員何かございますか。

○黒木専門委員 私も実は同じ印象を持っておりまして、逆に四角囲みの「想定されませんので、冷静に対応してください」というのは、「では、どう対応するのか」ということが、まずくるかと思えます。なお、プレス（案）の中には、「万一お手元に対象品がある場合は連絡してください」等と具体的に書いてありますが、こういうふうに枠囲みにされますと、国民に発信されるのがこの部分のみということが往々にして起こってくるのではないかということに危惧しています。ですから、具体的な冷静な対応方法まで含めて、国民の方々個別に、自分はどうすればよいのかということがきちんと落とし込めるような文言を打ち出した方がよいのではないかというのが印象です。

あと「健康影響は想定されません」と断定できる場合と断定できない場合があるかと思いたすので、熊谷専門委員からの御意見もわかりますが、場合によるかと思いました。

以上です。

○元井座長 黒木専門委員から、ただいまのような御意見が出されましたが、このことに関して、他に御意見等ございませんでしょうか。

本間委員、どうぞ。

○本間委員 遅れて来て申し訳ありません。

今、こういうマニュアルをつくっているわけですね。早い話が、今、この瞬間に何かが起こった場合には、安全委員会はそのマニュアルを使って対応するのでしょうか。今、我々はある像を想定してつくっているわけですね。だけど、それが完成するまでの間、何かのマニュアルに従ってやることになるわけですね。それは何が存在するのでしょうか。

これは委員会に近々かけてするという想定作業ですね。

○酒井情報・緊急時対応課長 今まで緊急時対応専門調査会を何年も開催しておりまして、その間

積み上げてきたマニュアルというのが赤いファイルにとじてありますが、基本的にこれらマニュアルで対応することにしております。訓練を通じて、そのマニュアルにまだ問題があれば、今のように議論をさせていただいて、改善を図るということです。基本的にはマニュアルがあつて、それをどう改善するかという議論だと御理解いただければよいと思います。

○本間委員 では、それは混乱することがないように、つまりこの1つ手前のマニュアルでいくということですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 はい。ただ、先ほどもお話ししましたように、従来どちらかという対策本部を食品安全委員会に立ち上げて、関係府省を指揮しながら対応するという部分があつたのですが、今回その部分は、消費者庁ができれば、その司令塔機能が消費者庁に移行しますので、食品安全委員会としては、科学的な知見をよりわかりやすく、迅速・的確に提供するところに絞つて対応するというので、若干の運用の違いのようなものはあるかもしれませんが、基本的なマニュアルは同じだという御理解でよろしいかと思います。

○元井座長 本間委員、よろしいでしょうか。

○本間委員 はい。

○元井座長 議論を元に戻します。

先ほどの、例えば「冷静に対応してください」という表現は、もう少し変えた方がいいのではないかという意見が出ておりますが、このようなプレスリリースの内容で妥当かどうかという議論です。

私も実は「冷静に対応してください」という表現は、これを国民に流した場合に、黒木専門委員がおっしゃったように、どのように対応するのか対応方針に迷うのではないかなという印象は若干持ちました。大体このような内容でよいだろうか。あるいはもう少し具体的な内容を加えるべきとか、熊谷専門委員がおっしゃったように、表現は断定的にした方がよいのではないかなとか、いろいろあると思いますが、いかがでしょうか。

青木専門委員、どうぞ。

○青木専門委員 そもそもその部分で、ここにもコメントで書いてありますけれども、伝えたいメッセージを目立つように記載する。四角でくくって「国民のみなさまへ」というメッセージが目立つようになっているというのは、結構画期的な、とてもすばらしいことだと思います。

「健康影響は想定されませんので、冷静に対応」というのは、私もちょっと微妙な感じはしますが、このシナリオの前提として、マスコミがかなり誤報あるいは過熱報道をするということを考えると、当面の目の前のマスコミの方々を落ち着かせるという意味では、この「冷静」という言葉を使うのは、時としては効果的なのかなという気もしないでもありません。

すべては前段階、事案の流れのような、ケース・バイ・ケースとして片付けたくはないのですが、その辺を勘案しながらの言葉選びになるのではないかなという気がいたします。

○元井座長 今、青木専門委員から、前後の事情を考えて情報を流した方がよい。ケース・バイ・ケースでこういうような流し方もよいのではないかという御意見が出されましたが、いかがでしょうか。

○廣瀬委員 1ついいですか。

○元井座長 廣瀬委員、どうぞ。

○廣瀬委員 今の「冷静に対応してください」ということに対しましては、たしか反省会のときにも「安心してください」と言った方がいいのではないかという意見が出たと思います。

ただ、我々食品安全委員会では、科学的な知見に基づいて安全性を評価していくという観点から考えると、「安心」というのは我々になかなかなじまない言葉ですので、そういうことを勘案して、そのまま「冷静に対応してください」という言葉にしたという記憶があります。

その辺、小泉先生の方が少しは覚えているかと思います。

○小泉委員 廣瀬先生がおっしゃるとおりだと思います。

1つは、先ほど言われた「想定されませんので」というところを「安全ですので」と変えた方がいいのではないかという話なのですが、今回の事例で中身を言うのは問題かもしれませんが、1ppmの場合ならば「安全ですので」と書いても恐らく問題ないと思います。

例えばメタミドホスのような問題のときは書けないので、ケース・バイ・ケースではないかなと思います。

○元井座長 そのほかございませんか。

春日専門委員、どうぞ。

○春日専門委員 一番伝えたいメッセージが「健康影響がほぼない」ということなのか、その後の「冷静に対処してください」あるいは「安心してください」ということなのか、どちらかをまずはっきりさせることが必要かと思います。

それから、それに対する理由をわかりやすく、納得していただけるように書くことが次に大事なことだと思います。

模擬記者の方からもっと御質問があったかどうかちょっとわからないのですが、このプレスリリースの説明だけで、本当に国民の方が健康影響はないということを納得していただけるのかどうか、そこがちょっと疑問です。幾ら信頼できる食品安全委員会が、健康影響はないと言ったからといって、その根拠が十分に説明されていなければ、賢い消費者は納得できないわけです。

今回、基準値を超えるカドミウムが検出されたということだけが事実なわけです。それと健康影

響がないということはどうやって結び付けるかという、その間の説明にまだ飛躍があり過ぎると思います。論理的にまだまだ不十分だと思います。

これを読む限りでは、一時的に高濃度のものをとったとしても、排出が速やかなので影響がないということだけを根拠にしているようです。ですけれども、そもそも基準値はどういう意味を持つのか。それから、基準値に対して今回の検出された数字がどの程度オーバーだったのか。それは安全係数の中に入る範囲だったのかどうかです。

そういうことを簡潔に、でもきちんと論理に飛躍がないように詰めて説明する必要があるのではないかと思います。

○元井座長 ただいまの春日専門委員の御意見についてですが、事務局としてはいかがでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 その点は、先ほどの改良例の2ページの2のところ、参考として量について小さな文字ですが、やはりこれをきちんと説明しないと、わかっていただけないということかなと思います。

当初の案では、それをグラフにするなりして、この辺がポイントなので心配のない水準だということがわかるように知らせるような資料にしたのですが、その文を改良例の中に図示するなりして書き加える。そういうことによって、更に一層わかりやすくするということはできるのかなという印象を持っておりますが、いかがでしょうか。

○春日専門委員 図示までをプレスリリースの中に含めるのはちょっと難しいかなという気はしますが、比べるべきものがちょっと離れていますね。例えば4ページ目に7  $\mu$ g/kg 週という数字が出ていて、5ページ目の参考の中に13.1が出ていますね。これをもっと近づけて示して、これだけの差ですから、その差がどういう意味を持つのかということも加えなければなりません。

私が消費者として読むと、これだけではちょっと納得できない。多分、記者の方も納得しやすいように書いていただくのは、難しいのではないかと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 ありがとうございます。

○元井座長 では、その辺はやはり表現の方法なり、レイアウトの問題もあると思いますが、もう少し考えていただくということでもよろしいでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 はい、検討いたします。

○元井座長 では、最後の緊急時対応訓練の運営についてとして、事務局の一体感の醸成、またはより実態に即した形の訓練となるよう工夫が必要という点などが来年度の訓練実施における留意点として挙げられておりますが、これについて御意見等はございますでしょうか。

この辺よろしいでしょうか。御意見等ございませんでしょうか。

それでは、ここはこれでよろしいということにさせていただきます。

では、続きまして、平成 21 年度緊急時対応訓練計画について、事務局から説明をお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 お手元に資料 1 - 3 「平成 21 年度緊急時対応訓練計画（案）」を御準備ください。1 枚紙です。

ここには「1 基本方針」「2 平成 21 年度緊急時対応訓練における重点課題」「3 平成 21 年度訓練計画」の 3 つの項目を記載しております。

「1 基本方針」につきましては、省略させていただきます。

「2 平成 21 年度緊急時対応訓練における重点課題」につきましては、21 年度に実施いたしました訓練の検証結果から、以下を重点課題とする。

(1) 緊急時対応マニュアル等の実効性の向上。

緊急時における対応体制の確認及び緊急時対応マニュアルの検証等を行います。

(2) 効果的な広報技術の習得。

今年度と同様に、模擬記者会見の実践など、効果的なメディアトレーニングを実施いたします。

「3 平成 21 年度訓練計画」です。

21 年度は、広報技術の習得を主体といたしまして、以下の内容で訓練を行います。

形式は、広報技術の習得を主体とした実動訓練。

ねらいは、緊急時対応マニュアル等の実行性の向上、効果的な広報技術の取得。

参加対象者は、今年と同様に委員及び委員会事務局の職員です。

活動内容は、緊急事態における意志決定、資料作成などさまざまな広報活動手順の確認（実動訓練）、模擬記者会見の実施です。ただし、今年度の訓練につきましては 2 回に分けて実施いたしました。次年度におきましては、1 日かけて実際の事案の経過に応じた作業、例えば午前中から朝の報道等の状況を受けて、委員・事務局会議を開いて、関係する対外的な資料を作成する。それを受けて、午後できるだけ早く記者会見の準備を行うといった、実際の緊急事態の流れに即した訓練を 1 日で行う。

また、作成する資料につきましても、今年度は事前に事務局で準備したものを訓練に使用いたしましたが、一部の資料作成については、訓練時間の範囲内において作成するといった実動的な訓練を計画させていただきたいと思っております。

以上でございます。

○元井座長 今回の事務局の説明に対して、御質問や御意見等ございませんでしょうか。20 年度のいろいろな検証の結果を踏まえて、21 年度に向けての実動訓練をしたいということですが、改良点がいろいろ提起されておりますが、何かございませんでしょうか。あるいはこれに付け加えて、こう

いうこともやっただいいのではないかという御意見等もございませんでしょうか。これでよろしゅうございますか。

それでは、20年度の訓練については、この形でまとめたいと思いますが、御意見が若干出ていますので、その意見も踏まえてまとめていただきたいと思います。

また、21年度の訓練計画（案）につきましても、当専門調査会としては、この計画（案）を了承することよろしいでしょうか。

（「はい」と声あり）

○元井座長 ありがとうございます。

○酒井情報・緊急時対応課長 御検討ありがとうございます。ただいまいただきました御指摘も踏まえまして、今年度の訓練の反省を活かしまして、来年度も委員会の緊急時対応に一層効果的な訓練を実施してまいります。

21年度の訓練計画（案）につきましては、今の話に沿って運用させていただきたいと思います。20年度については、先ほど座長から御指摘がありましたような修正を加えていきたいと思います。よろしく願いいたします。

○元井座長 それでは、次の議題に移ります。『緊急時対応のための情報収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討』取りまとめ案について」です。事務局から説明をお願いします。

○酒井情報・緊急時対応課長 それでは、御説明申し上げます。食品安全委員会や関係府省等が緊急時対応を行う際、あるいは具体的な対応方策を検討する際の参考とするためということで、今年度3回の専門調査会に合わせましてヒアリングを実施してまいりました。ヒアリングにおきましては、黒木専門委員、青木専門委員を始め、各分野の専門家や企業の御担当の方から、実践に基づきます貴重な御講演をいただきました。それで、この専門調査会で御検討いただいたところです。

その結果につきましては、粗々な形ですが、今年度実施しましたヒアリング内容と、それから得られた対応のポイントなどを「取りまとめ案」として本日提出させていただいております。

この案につきましては、ひとまず今年度実施した内容のとりまとめいたしました。緊急時ではそれぞれの組織や事象に応じたさまざまな対応が必要であるということから、今後も事例を積み重ねるということで、内容を充実させてまいりたいと考えております。その取扱いについても御意見をちょうだいしたいと考えております。

それでは、内容について磯貝から御説明申し上げます。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 それでは、議事2関係の資料集を御準備ください。資料2「緊急時対応のための情報の収集、分析及び情報提供のあり方に関する検討について（取りまとめ案）」でございます。

まず、1 ページ目、ここでは情報提供の在り方について、とりまとめに当たった背景等をはじめ、目的、3 回のヒアリングを行ったことなどの検討の経緯について、明示しているものです。

2 ページ目以降が、3 回のヒアリングの概要、そこで得られた緊急時対応に必要なポイントを明示させていただいております。この資料の元ですが、講義いただいたときに提示していただきました資料、その講演当時の議事録等から、事務局の方でポイントと思われる点を抽出してまとめたものです。

まず、個々のヒアリングごとに、概要、ポイントについて簡単に御説明いたします。

ヒアリングの1 回目、テーマは「健康被害の相談・報告への対応について」で、講師といたしました、財団法人日本中毒情報センターつくば中毒 110 番施設長の黒木先生をお願いいたしました。

講演のねらいは、国民から寄せられる健康被害相談を、リスクの早期探知につながる情報収集手段の一つとする際の留意点等を整理することです。

後段にございます「ヒアリングの概要」には、中毒情報センターの概要等について簡単に記載しております。

中段の「中毒 110 番の相談の流れ」、いわゆる中毒情報センターにおける外部からの情報収集の手続等、それから、得られた情報の処理について簡単に記載しております。

具体的に申しますと、相談の主な流れとしまして、受付登録用紙を用いて、中毒事故状況の把握、連絡先のほか、どういった状況で危害物質を摂取し、現在の症状はどうか。そういった内容を聴取し、国内外から収集した各種情報を検索して、情報提供を行っていく。

次の事項ですが、具体的な中毒 110 番の相談事例の紹介です。2 例ほどございまして、チョウセンアサガオの誤認事例、中毒情報センターにおけるチョウセンアサガオによる中毒の受信年間件数が増加してきたことから、一度追跡した症例を改めて集めて解析することになった。その追跡結果から、例えば別の野菜との勘違い、名称もさまざまな呼び方があるなど、事故に結び付く要素が浮かび上がってきた。更に、食べた部位と症状を明らかにし、誤認事故防止のため、中毒センターのホームページなどを利用して、一般に啓発を行うに至った事例です。

次の事案ですが、昨年起きました中国産冷凍ギョウザによる健康被害事例です。中毒情報センターへの初期情報の集約が、1 月 30 日～2 月 8 日までに 140 件の問い合わせがあり、その内訳は一般市民が 46 件、医療機関が 36 件、マスコミが 40 件、販売会社が 3 件、その他行政からの問い合わせがあったことです。

3 ページ、日ごろからの相談件数は、1 月 30 日の 16 時過ぎから 20 件、31 日には 40 件、2 月 1 日には 30 件。行政の公的な電話相談が立ち上がる 2 月 2 日までは 90 件ぐらいに増えたということです。

中毒情報センターにおきましては、日ごろから 24 時間対応、化学物質であれば健康相談、応急処置など情報を出す機関と国民からある程度認識されているため、初動の段階での相談が多かった。

国民に周知徹底されているかどうか、どのぐらい知っているかが、こういった場合の大事なポイントとなる。24 時間、夜間休日でも動いている。それを消費者が知っているかどうか。そういったことをきちんと広報しているかが、こういった仕組みを機能させるキーであるということです。

「まとめ」といたしまして、化学物質、自然毒による大規模食中毒の発生時には、24 時間 365 日電話対応を実施して、中毒情報センターでは、早期からの対応が可能である。食品の安全に係る機関は、日本中毒情報センターが保有するデータをよく活用し、かつ化学物質等が原因と考えられる食中毒発生時にはよく情報交換を行いながら対応することが望まれるということです。

このヒアリングのポイントといたしまして、3 項目ほど挙げさせていただいております。消費者等からの情報収集体制は、平時から整備・周知することが望ましい。

早期のリスク探知を目的とする情報分析については、地域的な広がりや国内外における過去の類似事例を参考に、収集されたデータを、例えば共通キーワードや症状などに基づき、広く検証することが必要であることから、収集情報の蓄積と検索システムの構築が求められる。

特定の危害にかかる情報が集中した場合、その原因を解析する習慣が必要である。

以上、3 項目をポイントとして挙げさせていただきました。

4 ページ目、企業関係のリスクに関する取組みです。2 例ヒアリングを行いました。

1 例目、テーマは「リスクを早期に探知するための企業としての取組」。

講師といたしまして、東京海上日動リスクコンサルティング株式会社の島田様に講義をお願いいたしました。

ねらいといたしましては、企業体質が社会的に大きく注目される中、食品企業等の取組実態について聴取し、今後の行政機関、関係企業等が考慮すべき点等を整理する。

ヒアリングの概要です。まず、食品産業の現状、リコールの問題について言及しました。リコール、自主回収のリスクが食品は非常に高い。そのリコールに至った原因については、法令違反も、しかも純粋な法律、法令違反的なものが大体 6 割弱を占める。こうしたことから、企業として食品安全あるいはリスクマネジメントする一番のポイントは、コンプライアンス、法令順守である。

2 つ目、食品企業の安全対策、どのような安全対策を実施しているかということになりますと、具体的にはリスクの洗い出しによる食品事故の予防対策です。食品企業の安全対策として、大きく食品事故を予防するための対策、食品事故が発生した場合の事後対策の 2 つに分けられる。

具体的には、食品事故を予防されるための対策といたしましては、企業のリスクマネジメントは、PDCA サイクル、Plan、Do、Check、Act が基本的な考えである。特に重要なのが Plan で、その

中でリスクの洗い出しが重要である。取扱商品については、法令違反や不祥事も含めて、どのようなリスクがあるのか想定して、その後にリスクを回避するための対策の検討を行っていく。

特記する事項といたしましては、食品はほかの製品と比較して、サプライチェーンが非常に長く、それぞれが衛生管理など注意をしていかないと、最終的な消費者に至る食品の安全性が確保できない状況にある。そのため、上流から下流の両方を連携しないとトラブルの解消、予防は困難であり、フードチェーン全体で原材料メーカーや流通販売先との安全確保のための連携強化がポイントである。

具体的な食品企業の安全対策、食品事故が発生した場合の対応が下段に記載しています。緊急時の対応といたしまして、食品事故の場合には被害が拡大することもあることから、スピードが重要である。対応が遅れ、被害が拡大することを防ぐためには、事前に事故対応マニュアルを作成しておくことが必要である。

そのマニュアルの中で一番大切なのは、クレームあるいは事故情報といったものを会社として受け取った際、入ってきた初期情報をうまく会社のトップまで伝達し、それによって素早い企業としての対応を進める。このような仕組みを事前に構築しておく必要があるということです。

5 ページ目の上段、企業としての対応、いわゆる自主回収について言及されております。回収にかかる費用、会社のイメージをダウンする可能性がある中で、しっかりと安全性を確保するためには、どのような対応を取ればよいかといった点で判断する必要がある。

一般的には、不具合品はほかに存在するか、人的被害が想定されるか、法令に違反しているか、その観点から評価を行い、要否判定を行う必要がある。

特に食品の場合では、1つの商品に対して、製造業者と流通業者、小売店など多くの関係者が関与しているため、自社の衛生管理が確実に行われていても、対応せざるを得なくなる場合がある。その場合の判断基準や仕組みを備えておく必要があるということです。

企業関係のヒアリングの2番目は、講師を株式会社フリーデンの根本様をお願いいたしました。

ヒアリングの概要でございますが、1つ目の事項で企業の概要です。

2つ目の事項で、クレームへの対応、フリーデンのクレームへの対応について、具体的に第一報が入った際、重要度の高いレベルからA、B、Cの3段階に分けて、担当者が分類を行って対応する。具体的な例について言及いたしますと、緊急を要するケース、例えば人的な影響がある場合、あるいは回収に該当する場合は、至急、品質管理室に連絡をされる。

レベルBにつきましては、人体に影響を及ぼすおそれのあるもので、異物であれば硬質異物や波及事故が予想される場合である。

レベルCにつきましては、生肉の場合であれば色の違いなど、一般的な申し出への対応である。

そういった3段階に分けて、品質管理室が中心となって対応を取っているということです。

6ページ目におきまして、フリーデンの具体的な対応例を記載させていただいております。2点ほどございます。

対応例の1といたしまして、BSE問題発生時の対応です。平成16年1月に、ビーフエキスを使用したカレールーについて回収を行った事例について、事の発端から、それぞれの社内での対応について、最終的な商品の回収、処分までの対応の流れを具体的に記載させていただいております。

対応例の2といたしまして、アレルギーとして小麦粉が混入したウイナーソーセージの回収事例について事例についてです。ウイナーソーセージに、香辛料であるトウガラシに、アレルギー物質である小麦粉が混入していたことから回収を行った事例で、納入業者より混入の連絡があり、それ以降の社内での体制、実際の社内の点検、回収に至るまでの経緯について、具体的な対応について紹介させていただいております。

これらの事例を踏まえた今後の課題について記載しております。事例からの反省として、BSEの事例については、国の通達が出るまで対応ができなかった。もう少し早い段階での危険度の自主判断ができるかどうかのポイントであった。そのため、情報の収集に努め、危険度の自主基準に基づく判断に取り組む必要がある。また、アレルギーの混入事例については、想定外にあり、事前の判断は難しく、事後対応となった。混入の事実が伝えられた時点で、行動せざるを得ない状況にありながら、原料情報がなかなか入らなかった。このため、仕入業者との原料情報の共有及び早期連絡体制づくりが課題として挙げられる。

7ページ、このヒアリングのポイントについて、4項目に整理いたしました。

1つ目、緊急事態が発生した場合の素早い判断を導くための仕組みづくりを組織内に備えておく必要がある。特に、事案のレベル分けなどです。

2つ目、緊急事態発生の予防策においては、さまざまな段階において、どのようなリスクが存在するのか「リスクの洗い出し」を行い、それらを回避する対応策を講じておくことが大切な点である。

3つ目、食品産業の特徴である長いサプライチェーンを意識し、上流・下流と連携して、安全強化を図る体制を構築しておく。

4つ目、前例がないが、被害が拡大するおそれのある食品事故が発生した場合においては、食品企業等に対して、行政側が判断基準等を示すことも必要である。

以上です。

続きまして、3回目のヒアリングの概要です。テーマは「健康被害事例などに対する『社会的影響』に与えるメディアの役割」です。講師といたしまして、株式会社電通パブリックリレーション

ズの青木先生をお願いいたしました。ねらいは、食品健康被害が発生した際に、正確な情報伝達並びに不要な社会的混乱を避けるための情報内容、タイミングについて整理するということです。

ヒアリングの概要です。まず、危機管理対応の基本的な考え方について御説明いただきました。例えば危機対応において、失敗しないための予防対策としては、1つとして、しっかりした危機管理体制を構築し、維持すること。もう一つは、コンプライアンス、意識を社内あるいは組織内に徹底させ、リスクに関する感度を常に高めておく必要がある。

また、事件や事故が発生した際には、情報開示、説明責任がキーワードとなるということです。

中段ですが、緊急事態が発生した際のマスコミ対応についても、御教示をいただきました。緊急事態が発生した際のマスコミ対応の要点は、マスコミに対して不要な批判を招かないことである。大切なのは、先手先手の対応で、正確でわかりやすく、能動的で積極的な情報開示を行うことによって、余計な批判を招かないことが重要である。そのためのポイントとして、コミュニケーションの相手をよく知る、初動対応でミスしないという2点です。

下段ですが、緊急事態が発生した際のマスコミ対応、コミュニケーションの相手を知ること、具体的に御教示をいただきました。企業あるいは団体・組織は、さまざまな利害関係者に囲まれている。マスコミもそのステークホルダーの1つである。他のステークホルダーがいち早く発生した事案の状況を知り、影響や印象を受けるのがマスコミ報道である。このことから、マスコミは、クライシス・コミュニケーションにおける非常に重要なターゲットとなる。逆に言えば、マスコミの力（速報力、伝達力、解説性、一覧性）を利用する。能動的に対峙するといった意識が必要であり、非常に大きな影響力を持つマスコミと誠実に協調、連携を取ることで、起きてしまった事態を最短で収束、あるいはその被害を最小限に抑えることが可能となる。

一番最後の段落ですが、情報提供において、直接対峙するのはマスコミではなく、その背後には何百万人もの読者や視聴者が存在することを意識することが大切である。具体的には、発言や行動を起こす際には、9ページの上段ですが、会社とか組織の物差しではなく社会の物差しではかる、すなわち生活者の目線、もしくは自分が生活者の立場だったら、これはどのように感じるのかといった点について、念頭に置くことが重要である。

また、伝える努力を怠ってはならない。わかりやすく、誠実に話すことで、納得感と信頼感、あるいはできれば好印象を得ることが大事である。そのためには、どういう言葉を選んで説明するかといった点について、あらかじめ準備を行っておくことも大切である。

最後の点でございます。緊急事態が発生した際のマスコミ対応、初動でミスをしない。このためには、組織内部での体制が重要な決め手となる。ポイントとして、先入観、被害者意識を徹底的に排除して、当事者目線ではなく、客観的な視点で事実関係を把握することが求められる。また、わか

っていることとわかっていないことをきちんと整理して確定する。わかっていない情報は出さない。目の前にある最悪の事態の矮小化を避けるということ、確実に実践することが必要である。また、状況によっては、原因がわからない事態が起きていることをきちんと公表し、続く被害の拡大を防ぐ、注意喚起を行うといった対応も必要である。

また、誤報や批判報道を回避するためには、それらが発生する要因を押さえた上で対応を考えることが重要である。その要因としては、次の条件が挙げられる。

情報収集が不十分で、情報が二転三転することにより、マスコミの不信感が募ってくる場合や、情報の出し遅れにより、情報の開示があまりにも遅く隠ぺいと取られる場合。最後に、情報の出し惜しみとして、情報をコントロールしようとするほど、また小出しにし過ぎると、毎日毎日紙面を賑わすことによって、かえってダメージが長引くことを認識しておくべきである。

クライシス・コミュニケーションの鉄則は、一度で悪いことを出し切り、危機に立ち向かう姿勢が必要である。

その他です。日々生じるさまざまな事件や事故を対岸の火事として、自分には関係ないこと、他の業界で起こっているから関係ないととらえるのではなく、自分がもし当事者だったらどう動くか、どういった言葉で謝るのか、といったことを普段からシミュレーションしておくことも必要な心構えである。

このヒアリングのポイントとしては、3点ほどございます。

1つ目は、緊急時には、マスコミの力を利用する意識で臨むことが大切。地方メディアとの連携も重要。

2つ目は、組織ではなく、生活者の目線が重要。そのため、わかりやすい言葉遣いも大切である。

3つ目は、客観的な姿勢で事実を整理。一度で悪いことをすべて出し切り、危機に立ち向かう姿勢を見せることが重要である。

以上、3点を整理させていただきました。

簡単でございますが、ヒアリングの概要とそのポイントについて、事務局側でまとめさせていただきました。御審議のほど、よろしくお願いいたします。

○元井座長 ただいまの事務局の説明に対して、確認事項や御質問等はございますでしょうか。

生出専門委員、どうぞ。

○生出専門委員 言い回しで、よくわからないところが数点あったのですが、まず3ページの真ん中の事項「まとめ」のところですが「24時間365日電話対応を実施して、日本中毒情報センターでは」とずっと文章が続いていますが、ここは多分実施をしているつくば情報センターという意味ですか。

○酒井情報・緊急時対応課長　そうです。実施している、中毒情報センターです。文言は、後で修正させていただきます。

○生出専門委員　あとは7ページの「対応のポイント」の3つ目の事項で、サプライチェーンを意識し、上流・下流というのは、日本語で言うとうどういうふうになりますか。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐　上流は例えば製造メーカーとか原料メーカー、下流は流通などを経て消費者まで。

○生出専門委員　この目的が、行政機関以外の食品企業において参考に活用していただく等々ということを考えると、もっとわかりやすい表現の方がよいのではないかということと、9ページの「対応のポイント」で、マスコミの力を利用する意識で臨むという言い方ではなかったと記憶していますが、揚げ足を取られないようにしろということは言いましたけれども、何となく表現の中で、マスコミの力を利用する意識で臨むという表現は、あまり望ましくないと思います。

以上です。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐　表現については、また精査して出ささせていただきたいと思いません。ありがとうございます。

○元井座長　「取りまとめ案」の内容について御意見をいただきたいと思いますが、ヒアリング内容について、今、こうではなかったという意見も出ましたけれども、ヒアリング内容を引用あるいは集約した形となっておりますが、とりまとめの方法、あるいは追加すべき記載内容、ポイントなどがありましたら、御意見を出していただきたいと思います。

今回のこのまとめ方は、いかがでしょうか。ヒアリングを経て、こういうまとめ方にしたということで、実施したヒアリングのテーマですとか講師、ねらいを基本に置いて、さらに内容、最終的にこれから得られた対応のポイントというまとめ方をしておりますが、この辺はいかがでしょうか。

ここには、講演していただいた黒木専門委員、あるいは青木専門委員がいらっしゃいますので、まずは黒木専門委員、この辺のまとめ方はいかがでしょうか。

○黒木専門委員　お話しした内容とディスカッションを踏まえて記載していただいていると思いますので、自分の箇所についても、他の先生の箇所についても、こういったまとめだったのではないかと考えております。

○元井座長　青木専門委員、いかがでしょうか。

○青木専門委員　私の方からは特にございません。生出専門委員の御指摘には、ちょっと検討をさせていただきます。

○元井座長　それでは、まとめ方としては、大体こういうまとめ方でいいという御意見だと思いますけれども、そのほかに記載内容ですとか、こういうところもポイントとしてあったのではないか

というところではございませんでしょうか。

ないようです。とりまとめに当たりまして、今年度3回ヒアリングを実施したわけですが、緊急時対応における情報収集、情報提供は重要なテーマだと思います。先ほど事務局から提案があったように、次年度も継続してこのテーマに取り組んで、内容を充実させていく必要があると考えますが、この点について御意見がありましたらお願いいたします。3回ヒアリングをやっていますけれども、次年度も継続して行うこともあり得ますね。

○酒井情報・緊急時対応課長 そうですね。事例を重ねるという意味ですね。

○元井座長 もし次年度もヒアリングを行うのであれば、こういう内容についても必要ではないかといった御意見等ございませんでしょうか。

小泉専門委員、どうでしょうか。何か御意見等ございますか。

○小泉座長代理 企業の方の御関心事というのが、今、食品衛生法、JAS法等いろんな関係の法令で食品の不祥事に関するものです。例えば景表法ですとか、独禁法まで含めまして、たくさんの関係法令がある。そういう中で、不祥事が本当にたくさん起きているわけですが、どのような処罰があるのかというのは大変興味を持っておられる分野です。

偽装などをした場合、刑事であれば社長が懲役になるとか、執行猶予が付くとか、罰金が幾ら科せられたとか、行政処分であれば、課徴金が幾らになったとか、あるいはこれは単に排除措置だけで済んだとか、リコールまで行ったとか行かないとか、そういう面で大変御関心があると思います。各法律によっていろんな処罰がなされますが、結構事案によってその運用にばらつきがあります。

そういうのは、企業から見ると大変関心がある。それが国民から見ると、こういう場合にとんでもないと。例えばダスキンの役員が何十億の損害賠償請求を受けたと、これはどういうことなんだろうとか、そういう形で、日々マスコミで報道されていることから、一体こういう事態になった場合に、どういう処罰が企業なり、実際に担当した個人に対してなされているのかというのは、もしかしたら関心がある点かもしれないと思っております。

ただ、今後、消費者庁設置法案がどういうことになるかによって、また取扱いが違って来るかもしれませんが、少なくともここ1、2年の、そういう事例を引っ張ってこようと思うと、本当にたくさん事例があります。

それを、ここで情報を共有するのがいいのかわかりませんが、企業の御関心事というのは、その辺が結構あると認識しております。

○元井座長 ありがとうございます。今おっしゃったような側面からのまとめ方もあるのかと思いますけれども、消費者庁との関連もあると思いますので、その辺は事務局の方で検討していただ

けたらと思います。

○酒井情報・緊急時対応課長 今のお話は、法令の内容とその処罰ですね。それがどういうふう  
に運用されているかという話だったと思います。ありがとうございます。

○元井座長 その他、ございませんでしょうか。

それでは、今、出されました意見を踏まえまして、事務局で対応をお願いしたいと思  
いますが、よろしいですか。

○酒井情報・緊急時対応課長 わかりました。御意見を踏まえまして、必要な修正なり  
検討を行いまして、再度お諮り申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願  
いいたします。

○元井座長 続いて、その他の議題に入ります。事務局から説明をお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 その他の議題です。資料3を御準備ください。「緊急事  
態等における食品安全委員会の情報提供のあり方について（中間案）」です。これにつ  
きましては、食品安全委員会が緊急事態の発生を探知した際に、どのような情報提供を  
するかといったことにつきましては、そのタイミング、内容については、一定のルール化  
が必要ということで、前々回の専門調査会から御検討をお願いいたしまして、前回の  
専門調査会におきまして、具体的な中間案という形で御検討いただきました。

前回の専門調査会の貴重な御意見、御指摘を踏まえ、変更点を中心に御説明させていただきます。

まず、1ページ、食品安全委員会が事態を探知した際の速報を提供する。第一報を受けて、  
どのような情報を提供するかの判断の根拠に関するカテゴリーです。

2ページ目、判断項目といたしまして「A 健康被害の大きさに関する情報」「B 原因物質  
に関する情報」「C 対象食品に関する情報」「D 周辺情報に関する情報」という4つのカ  
テゴリーに分類させていただきました。

当初、前回の専門調査会に提示された案についての意見です。特に、健康被害に関する  
情報です。ここに、A-1 健康被害の状況、A-2 健康被害の拡大のおそれ、そこに注釈を  
書いております。当初の案ですと、A-1は、健康被害の状況、死亡者、重篤者が発生  
していないか。また、A-2で申しますと、被害者数の増加や症状の重篤化の可能性  
ということで記載させていただきました。ただし、この場合、健康被害の状況だけ  
ではなくて、人数、起きている場所、いつ起きているかということを中心に把握  
する必要があるということで、A-1の健康被害の状況に盛り込む必要があるとの  
御意見がございました。そのために、A-1の括弧の後段の方に、症状並びに発生場  
所、発生時間から注視すべき状況ではないかという部分を追加させていただきました。

また、被害拡大のおそれについても、人数と症状だけではなく、被害が起きている  
場所も拡大しているのか、全国的に広まっているのか、時間的にどのぐらいの緊急  
性をもって拡大しているのか

といった点についても、配慮すべき事項として入れるべきではないかという御指摘をいただきました。そのため、A-2の括弧の後段の方に、発生場所や発生時間の状況から急速に健康被害が拡大するおそれがないかといった文言を追加させていただきました。

続きまして、BとCの関係でございます。当初は、BとCを同じカテゴリーとして扱っておりました。まず1つは、食品の情報なのか、危害物質に関する情報なのかということで、それぞれの情報を分離すべきである。それに、当初、原因物質に関する情報のB-2の検出濃度、量、直ちに健康被害が生じるような濃度の検出が報告の有無といった点について記載しておりましたが、まずは、ハザードは何かあるのか、ハザードとして、毒性についてどのぐらいの情報が得られていて、あるいは病原性についてどうなのかという点についても、重要な判断材料になるという指摘をいただきました。こうしたことから、新たに原因物質に関する情報ということで、B-1の毒性・病原性（高い毒性もしくは強い病原性を有する物質が原因となっていないか、過去の大規模食中毒等の原因物質となっていないか）に関する情報を新たに明記いたしました。

その他ですが、原因物質以外、対象食品以外の情報といたしまして、周辺情報に関する状況、報道の状況、リスク管理機関の対応、そのカテゴリーにつきましても、新たに周辺情報に関する情報として独立した判断項目といたしました。

以上が、前回の専門調査会の御意見を踏まえた変更点です。

これらにつきまして、今回御検討いただきましたら、中間案を取りまして、具体的に事務局内で手続を取った後、情報提供の在り方に基づいて、緊急事態における情報提供等において活用していきたいと考えております。

以上です。

○元井座長 ありがとうございます。前回は提案した案からの変更、この案は春日専門委員の前回委員会での御意見が反映されていると思いますが、御意見等はございませんでしょうか。

小泉委員、どうぞ。

○小泉委員 2ページのB-2、検出濃度とか量というのは、多分分析側から見た問題で、これはすべて人の側から見ているのであれば、ヒトの暴露量ではないですか。だから、非常に暴露が大きいのか、あるいは健康に問題ないレベルなのかということだと思います。だから、濃度が高いからといっても微量であれば、別に問題ない場合もありますので、要するに生物学的暴露量がポイントだと思います。

○元井座長 どうでしょうか。変更案としてはハザード側と受ける側に分けた方がいいという意見だったと思いますが、そのような観点になっていないということですね。

○小泉委員 違います。

○元井座長 小泉委員のご説明をお願いします。

○小泉委員 これは全部ヒト側から見えていますね。どういう情報、どういう健康被害が起こっているのか、拡大のおそれとかがAにありまして、原因物質に対する情報は、ヒトの側から見て、これは毒性があるのか、どういう病原性があるのか、そして人体影響に与える暴露量はどれぐらいなのか、その基になるのは、単なる検出濃度とか検出量の問題であって、基本的にはヒトへの暴露量が大きいのか、少ないのかということではないかと思います。

○元井座長 ここは表現を変えた方がいいということですね。

○小泉委員 そういうことです。

○元井座長 この辺は、事務局いかがですか。

栗本事務局長から、どうぞ。

○栗本事務局長 これは、また事務局で相談させていただいて、考えたいと思います。よく出てくるのは、毒性がどの程度強いのか、実際に原因物質になった食品の中に、それがどの程度含まれていたのかということをもって、それを食べたヒトにどういう影響が出るか、そういうイメージだったと理解していますが、また、小泉委員とも御相談して、更に検討させていただきたいと思います。

○元井座長 そのほか、ございませんでしょうか。

それでは、この案につきましては、今、御意見も出てきましたので、事務局で検討していただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

○酒井情報・緊急時対応課長 はい。了解いたしました。ありがとうございます。

○元井座長 もう一点、引き続き事務局から説明をお願いいたします。

○磯貝情報・緊急時対応課長補佐 資料4を御準備ください。1枚紙の「平成21年度 緊急時対応専門調査会の進め方について（案）」です。これにつきましては、21年度の専門調査会の活動方針について記載しております。

資料の下の方に、具体的な審議日程について記載しております。平成21年度におきましては、3回ほど専門調査会を開催する予定です。

まず、開催時期の7月では、21年度11月に予定する緊急時対応訓練の計画の案について御審議いただきます。

続きまして、第30回、21年12月では、緊急時対応訓練の検証について御審議をいただきます。

第31回、22年3月では、21年度食品安全委員会の緊急時対応、特に本日御審議いただきました「緊急時対応における情報提供の対応状況」について検証を行うことを予定しております。なお、その欄外に、今後、消費者庁設置の動きに伴い、緊急時対応マニュアルの改正、必要に応じて緊急時対応の在り方に対してヒアリング等を実施します。このため、開催回数、審議予定内容に変更が

あり得ることを計画に記載しております。

御審議のほど、よろしくお願ひいたします。

○元井座長 ただいまの事務局の説明に対しまして、御質問、御意見等があればお願ひいたします。これでよろしいでしょうか。

(「はい」と声あり)

○元井座長 それでは、来年度はこの計画に従って、当専門調査会を進めていきますので、お願ひいたします。

○酒井情報・緊急時対応課長 了解しました。

○元井座長 予定された議題は以上となりますが、ほかに何かございませんでしょうか。

どうぞ。

○栗本事務局長 先ほど本間委員から御懸念もありましたが、私もできるだけ早くマニュアル類やひな形はしっかりしたよりよいものを持っておきたいと思っております。プレスリリースの案については、たくさん御議論をいただきましたが、私どもの方で手直しをしてみたいと思います。これなら大丈夫、随分よくなったと言っていたいただいたものを、できるだけ早く持っておきたいと思しますので、御協力をお願いしたいと思ひます。よろしくお願ひします。

○元井座長 それでは、以上をもちまして、第28回「緊急時対応専門調査会」を終了いたします。

ありがとうございました。